

最近の意匠制度を巡る動向と施策の紹介

2023年7月12日

特許庁審査第一部意匠課長 久保田 大輔



1 国際意匠登録出願の動向

2 令和元年意匠法改正項目のその後の動向

3 令和5年意匠法改正

4 その他の最近の取組

1. 国際意匠登録出願の動向

ハーグ協定ジュネーブ改正協定締約国

ハーグ協定のジュネーブ改正協定 締約国・政府機関

2023年7月6日現在

70

最近の新規加盟国

- ・ ジャマイカ（2022年2月10日）
- ・ **中国（2022年5月5日）**
- ・ モロッコ（2022年7月22日）
- ・ モーリシャス（2023年5月6日）

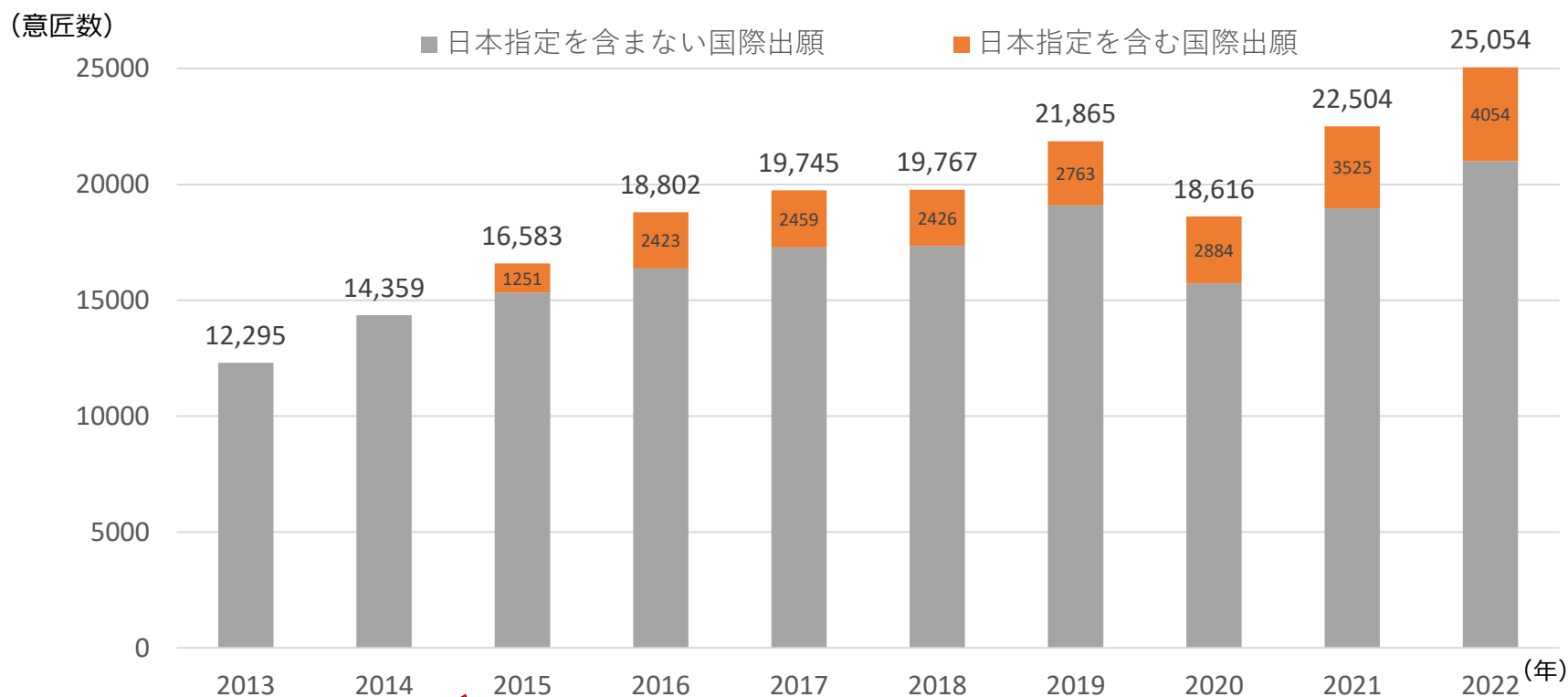
加盟予定

ブラジル（2023年8月1日）

意匠の国際登録制度の利用状況

- 我が国と米国のハーグ協定への同時加入（2015年）や中国の加入（2022年）により、意匠の国際登録制度の利用が活発化している。

ハーグ協定に基づく意匠の国際出願動向

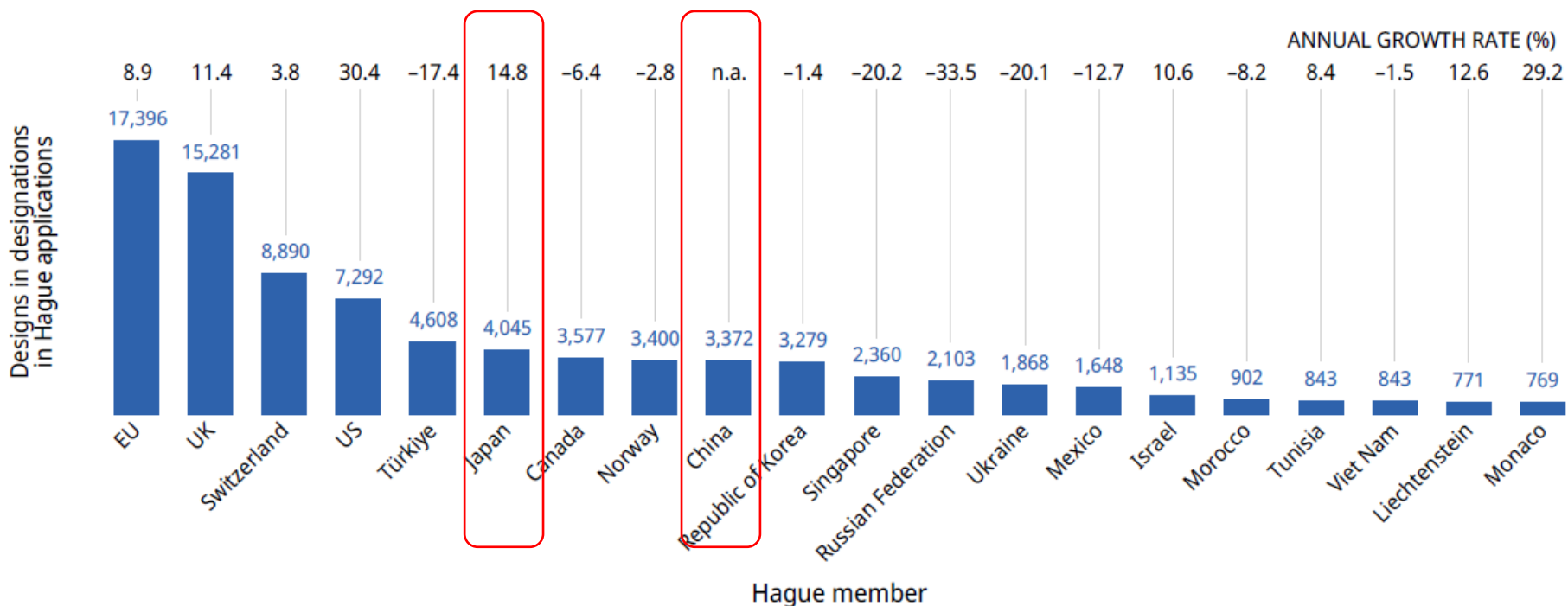


5月に日本、米国において発効

5月に中国において発効

指定国別ハーグ出願意匠数

- 昨年5月に加盟した**中国**は、加盟国中**第9位**。
- **日本**は加盟国中**第6位**（昨年7位）。

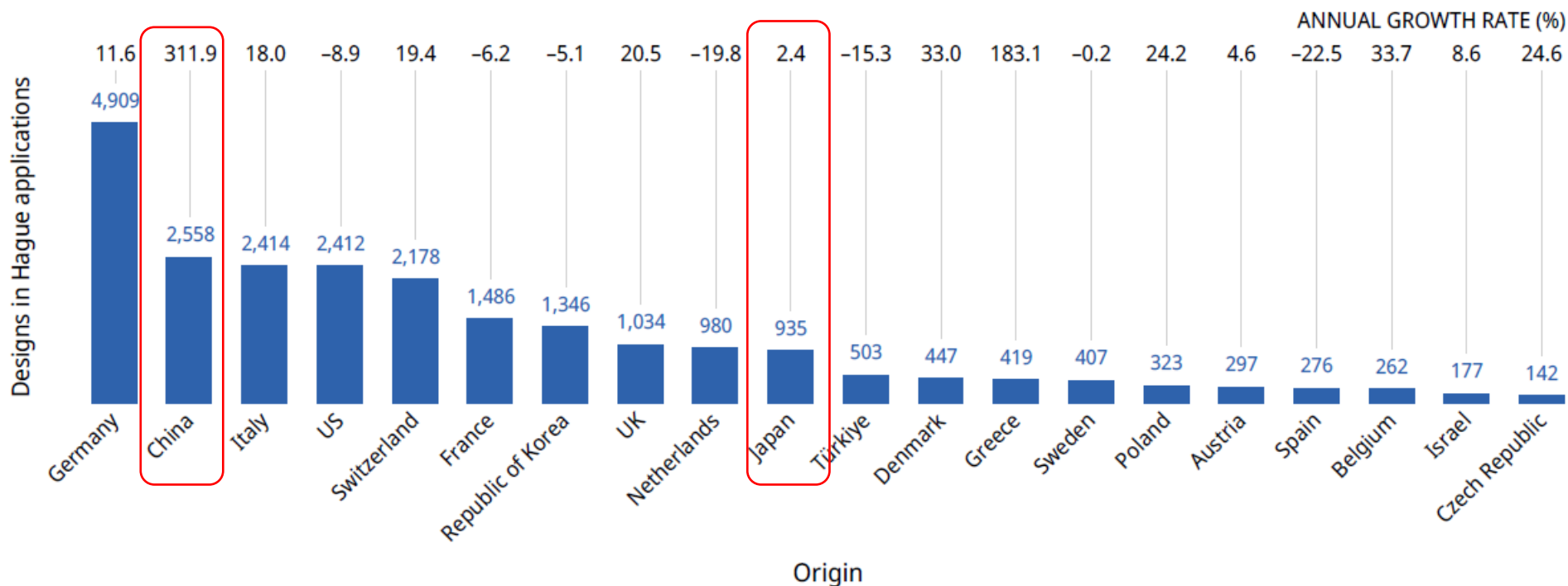


n.a. indicates not applicable.

Source: WIPO Statistics Database, February 2023.

出願人国籍別ハーグ出願意匠数

- 昨年5月に加盟した**中国**は、**第2位**（昨年10位）
- **日本**は、意匠数は微増したものの、**第10位**（昨年8位）



Note: The origin of an application is defined as the country or territory of residence stated in an applicant address.

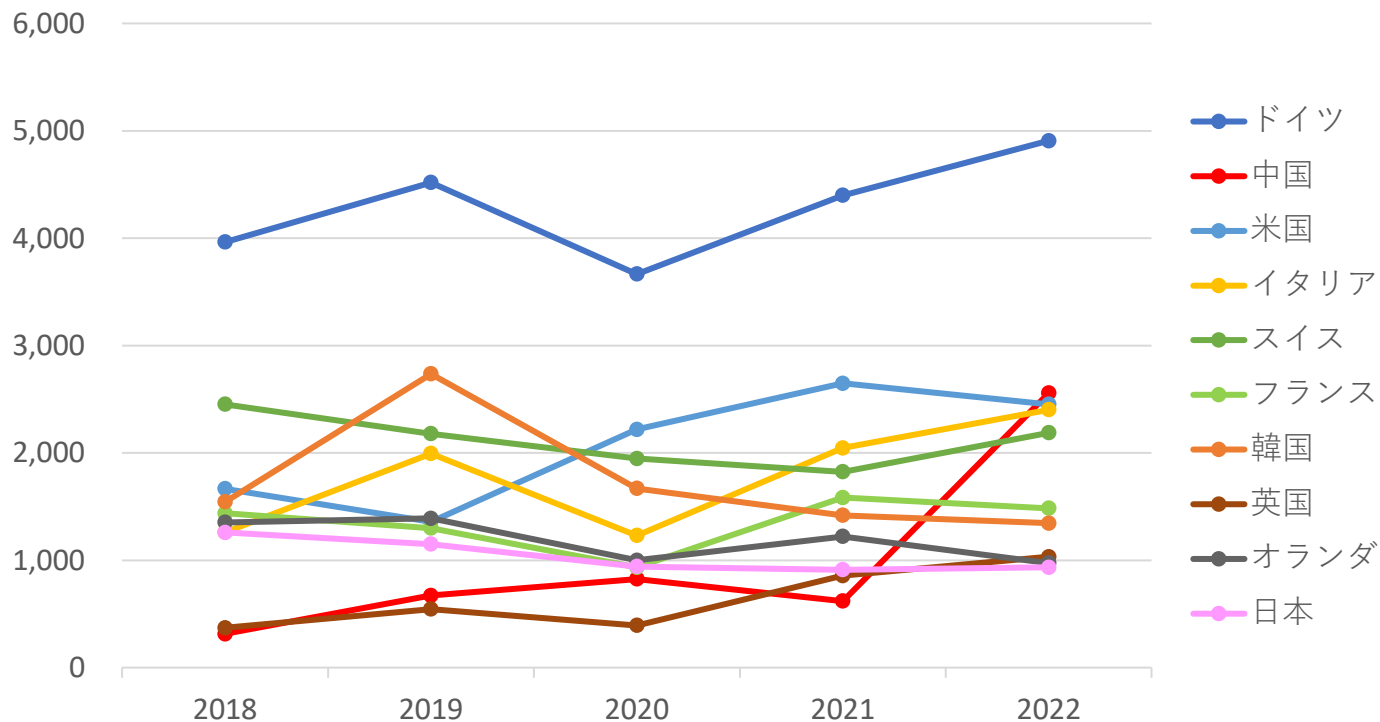
Source: WIPO Statistics Database, February 2023.

出願人国籍別ハーグ出願意匠数の推移

2022年の上位10カ国を見ると、

- ・ドイツ、中国、米国、イタリア、英国は増加傾向
- ・スイス、韓国、オランダ、日本は減少傾向。

上位10か国のハーグ出願意匠数の推移



※WIPO IP Statisticsのデータ（2023年6月27日取得）をもとに意匠課作成

ハーグ出願意匠数上位50者

- ハーグ出願意匠数上位50者を見ると、日本企業でランクインしているのは2者のみ。

Ranking	Applicant's name	Origin	Number of designs contained in published applications		
			2020	2021	2022
1	PROCTER & GAMBLE CO.	US	623	665	687
2	KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.	Netherlands	463	678	633
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	Republic of Korea	859	862	451
4	I. PALEOHORINOS FOTISTIKA A.B.E.E.	Greece	65	138	414
4	WENKO-WENSELAAR GMBH & CO. KOMMANDITGESELLSCHAFT	Germany	362	2	414
6	JELLYCAT LIMITED	UK	0	100	403
7	LG ELECTRONICS INC.	Republic of Korea	478	655	366
8	FERRARI S.P.A.	Italy	58	99	329
9	BEIJING XIAOMI MOBILE SOFTWARE CO., LTD.	China	516	227	251
10	EIS GMBH	Germany	109	78	233
10	VOLKSWAGEN AG	Germany	524	403	233
12	LUQOM HOLDING GMBH	Germany	0	216	218
13	THOMAS SABO GMBH & CO. KG	Germany	121	19	191
14	PSA AUTOMOBILES SA	France	187	303	188
15	STEINPOL CENTRAL SERVICES SP. Z O.O.	Poland	0	43	173
16	KRONOPLUS LIMITED	Malta	230	56	171
17	THUN S.P.A.	Italy	175	284	147
18	CYPRIAN IWUC	Malta	0	21	140
19	CANDY POLSTERMOBEL GMBH	Germany	116	70	134
20	GILLETTE COMPANY LLC	US	144	135	122
21	NOMINATION S.R.L.	Italy	0	89	121
22	DR. ING. H.C. F. PORSCHE AG	Germany	0	45	117
23	HARRY WINSTON SA	Switzerland	132	196	114
24	T.R.B. INTERNATIONAL S.A.	Switzerland	47	84	107
25	FLOS S.P.A.	Italy	33	30	102

26	DAIMLER AG	Germany	207	178	101
27	CARTIER INTERNATIONAL AG	Switzerland	125	87	93
28	LENOVO (BEIJING) CO., LTD.	China	62	3	89
29	IMPRESS TECH LTD	Cyprus	114	64	87
30	RH US, LLC	US	0	78	85
31	UHRENFABRIK JUNGHANS GMBH & CO. KG	Germany	65	0	84
32	KABUSHIKI KAISHA BIGWEST (ALSO TRADING AS BIGWEST CO., LTD.)	Japan	0	0	80
33	GAVRIELI BRANDS LLC	US	0	92	78
33	KERMI GMBH	Germany	99	63	78
33	RICHEMONT INTERNATIONA SA	Switzerland	101	112	78
36	FEMAS METAL SANAYI VE TICARET ANONIM SIRKETI	Türkiye	4	0	77
37	HYUNDAI MOTOR COMPANY	Republic of Korea	141	123	76
37	STAUBLI ELECTRICAL CONNECTORS AG	Switzerland	9	0	76
39	GMP GROUP S.R.L.	Italy	0	19	75
39	HANSGROHE SE	Germany	75	114	75
41	INVENTIO AG	Switzerland	33	99	73
42	HERMES SELLIER (SOCIETE PAR ACTIONS SIMPLIFIEE)	France	139	168	72
42	MITSUBISHI ELECTRIC CORPORATION	Japan	107	150	72
44	GENCLER ELEKTRONIK SANAYI VE TICARET LIMITED SIRKETI	Türkiye	0	0	71
44	GRAFF DIAMONDS LIMITED	UK	13	73	71
46	JOYO TECHNOLOGY PTE. LTD.	Singapore	0	83	69
47	NIKO GROUP NV	Belgium	6	47	68
47	TOWERKING TECH LIMITED	Seychelles	0	0	68
49	SKODA AUTO A.S.	Czech Republic	77	36	66
50	CILAG GMBH INTERNATIONAL	Switzerland	0	0	64

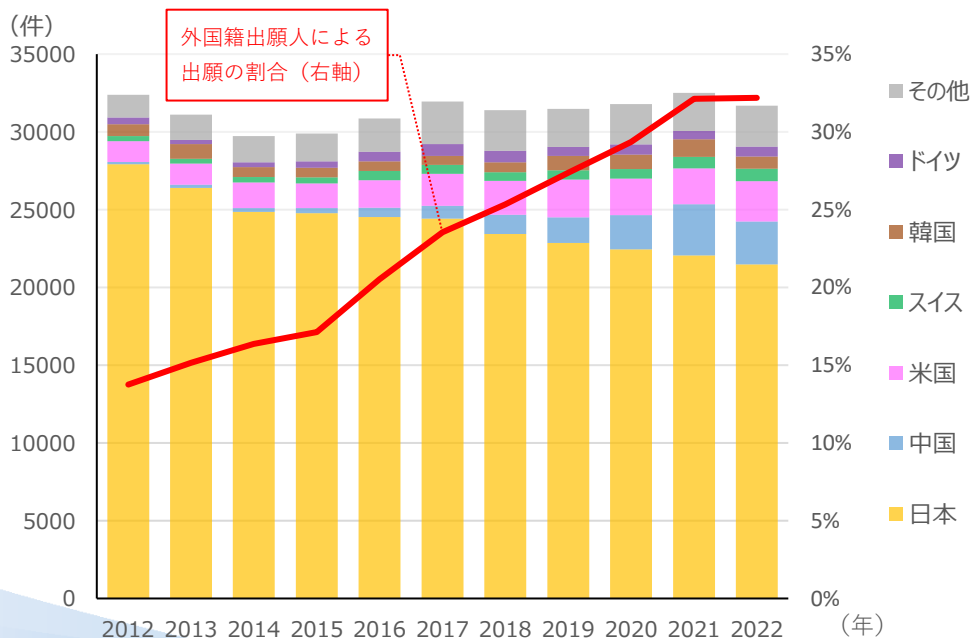
Note: For confidentiality reasons, data are derived from published registrations and their corresponding publication dates. Non-member country applicants can file applications for international registration, provided they have a legitimate and effective industrial or commercial establishment within the jurisdiction of a Hague member. For instance, even though Seychelles is not a member of the Hague System, Towerking Tech Limited of Seychelles was able to apply protection for 68 designs, by submitting applications through a Hague member connection.

Source: WIPO Statistics Database, February 2023.

海外から日本への意匠登録出願動向

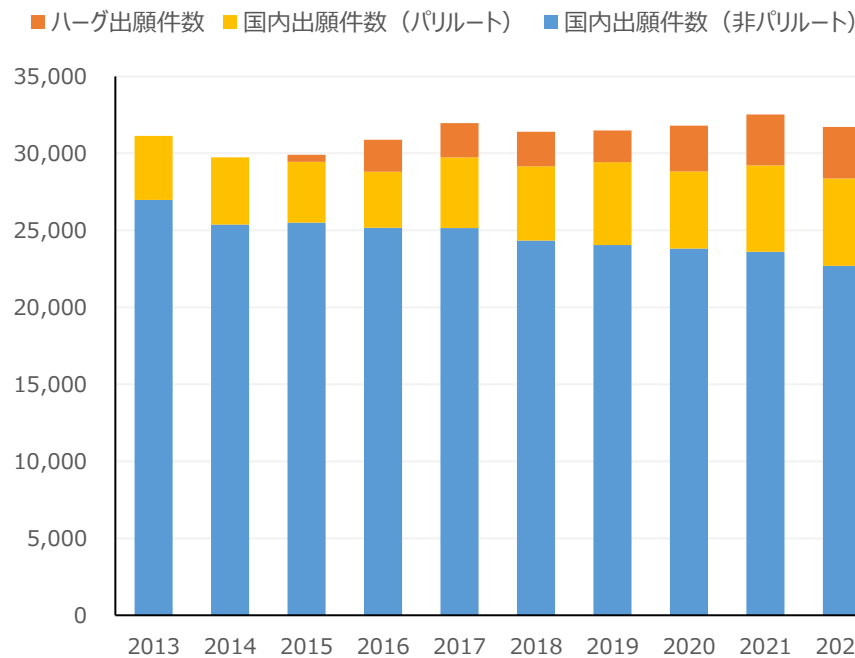
- 日本への意匠登録出願件数はほぼ横ばい。外国籍出願人による出願は増加傾向であり、近年は特に中国からの出願の増加が顕著。
- ハーグ出願は微増傾向だが、パリルート出願より少ない。

日本への意匠登録出願件数の筆頭出願人国籍別内訳の推移



※2023年2月2日意匠課調べ。
 ※ハーグ出願は、当該年に国際公表された国際登録意匠数をカウント

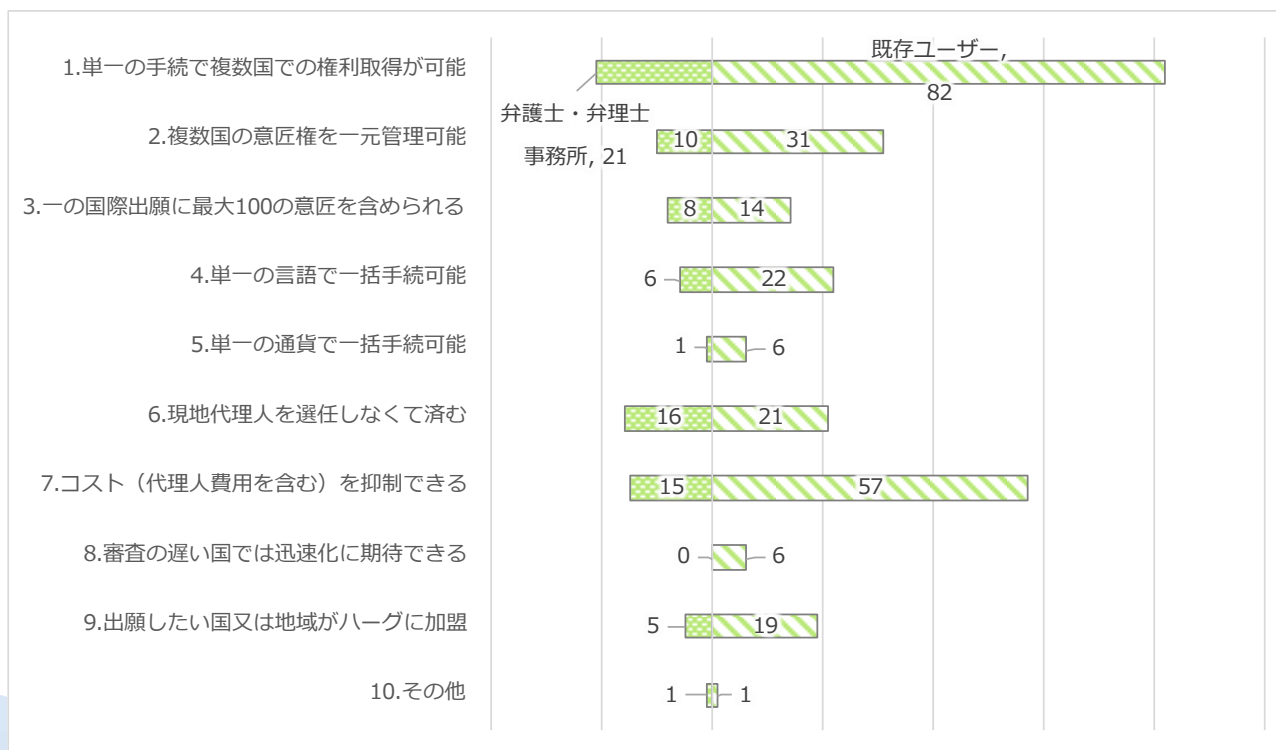
日本への意匠登録出願動向の出願ルート別内訳の推移



(備考) ハーグ出願は、当該年に国際公表された国際登録意匠数をカウント
 (出典) 「特許庁ステータスレポート 2023」(出願件数、ハーグ出願件数)と2023年6月28日に意匠課が取得したデータ(パリルート出願件数)を元に意匠課にて作成

ハーグ制度を利用する理由

- ハーグ制度を利用する理由として多いのは、**
「単一の手続で複数国での権利取得が可能」
「コストを抑制できる」
「複数国の意匠権を一元管理可能」
「現地代理人を選任しなくて済む」



※既存ユーザー

- 意匠の登録件数（2018～2020年）が11件以上
- 意匠の登録件数（2018～2020年）が11件以上であり、かつハーグ国際出願利用の経験あり
- 日本を指定国としたハーグ国際出願利用の経験あり
- 近年（2020～2021年）、マスコミ等に掲載された又は各種主要デザイン賞を受賞した製品等を有する企業等であり、かつ意匠の登録件数（2018～2020年）が3件超又はハーグ国際出願利用の経験あり

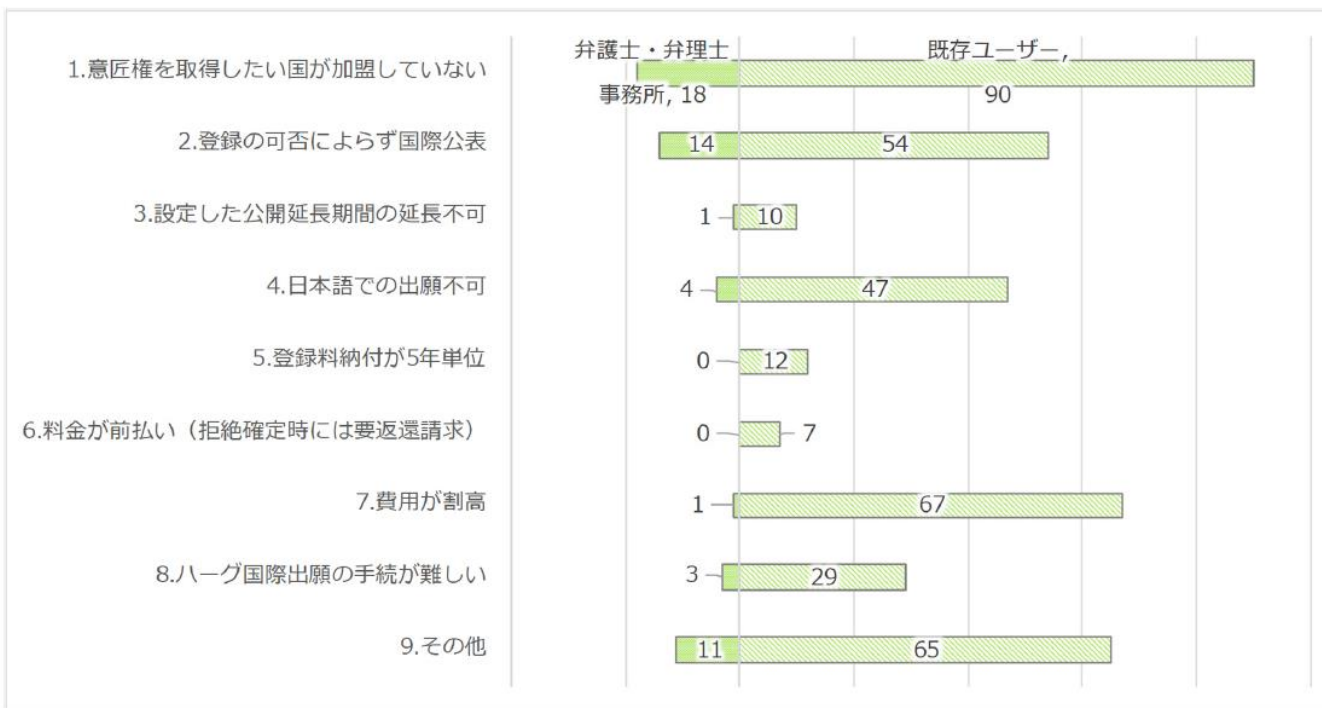
※弁護士・弁理士事務所

- 意匠登録出願の代理件数（2011～2020年）が330件以上

ハーグ制度の利用の障壁

- ハーグ制度の利用の障壁として挙げられたのは、
「登録の可否によらず国際公表」
「費用が割高」
「日本語での出願不可」

※中国のハーグ協定加盟前に調査したため、「意匠権を取得したい国が加盟していない」が最多となったと考えられる。



※既存ユーザー

- 意匠の登録件数（2018～2020年）が11件以上
- 意匠の登録件数（2018～2020年）が11件以上であり、かつハーグ国際出願利用の経験あり
- 日本を指定国としたハーグ国際出願利用の経験あり
- 近年（2020～2021年）、マスコミ等に掲載された又は各種主要デザイン賞を受賞した製品等を有する企業等であり、かつ意匠の登録件数（2018～2020年）が3件超又はハーグ国際出願利用の経験あり

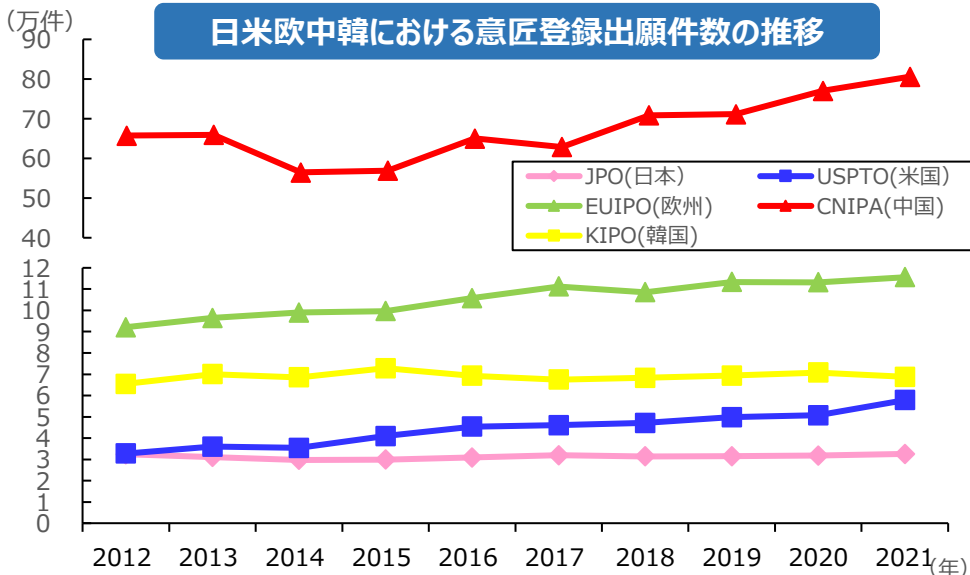
※弁護士・弁理士事務所

- 意匠登録出願の代理件数（2011～2020年）が330件以上

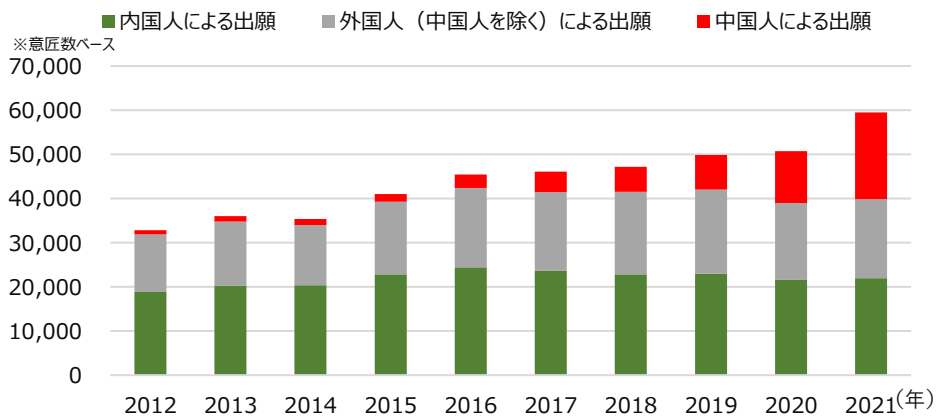
意匠5庁（ID5）における意匠登録出願件数の推移

- 中国、米国、欧州の出願件数は増加傾向
- 中国から米国、欧州への出願増加傾向は、日本への増加傾向よりも大きい

日米欧中韓における意匠登録出願件数の推移

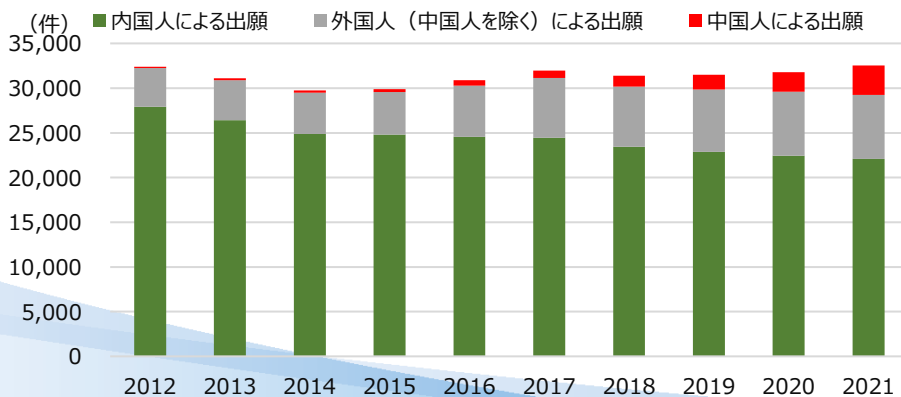


米国における意匠出願件数推移



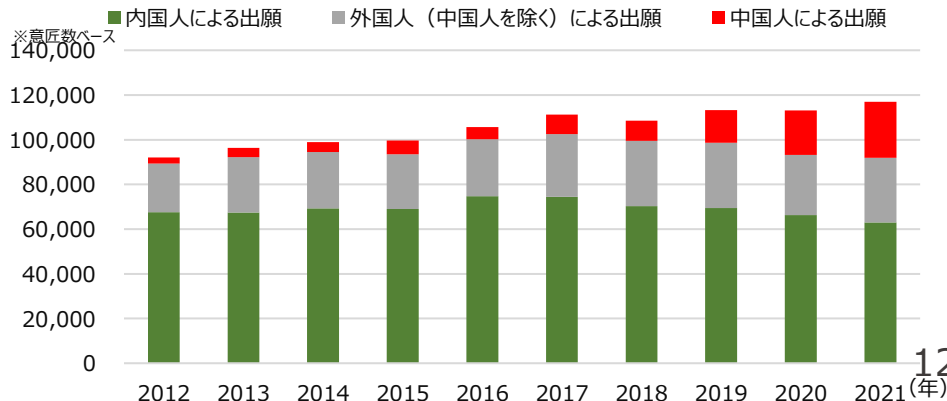
※WIPO statistics data center のデータ（2023年4月12日取得）をもとに意匠課作成

日本における意匠出願件数推移



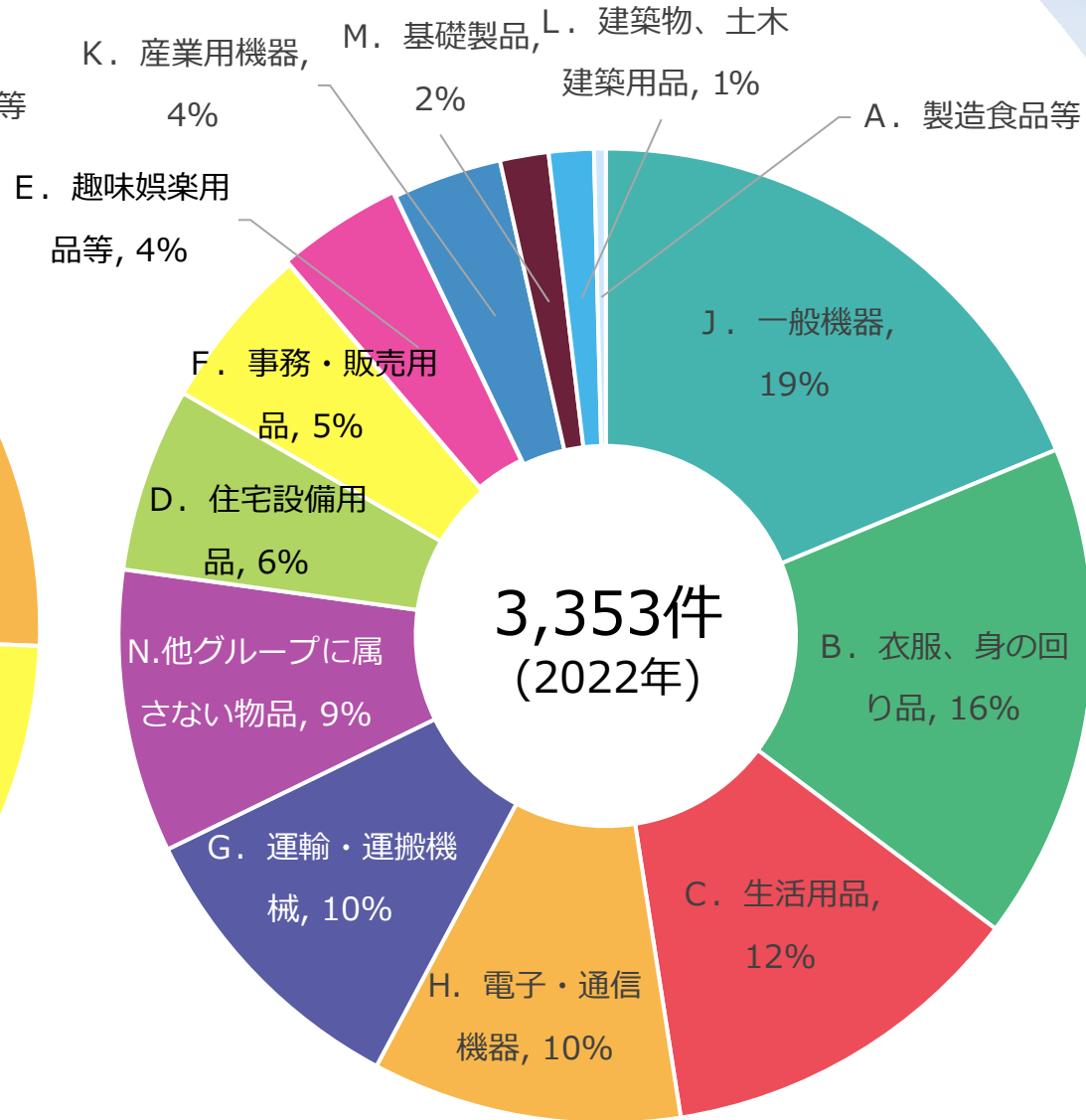
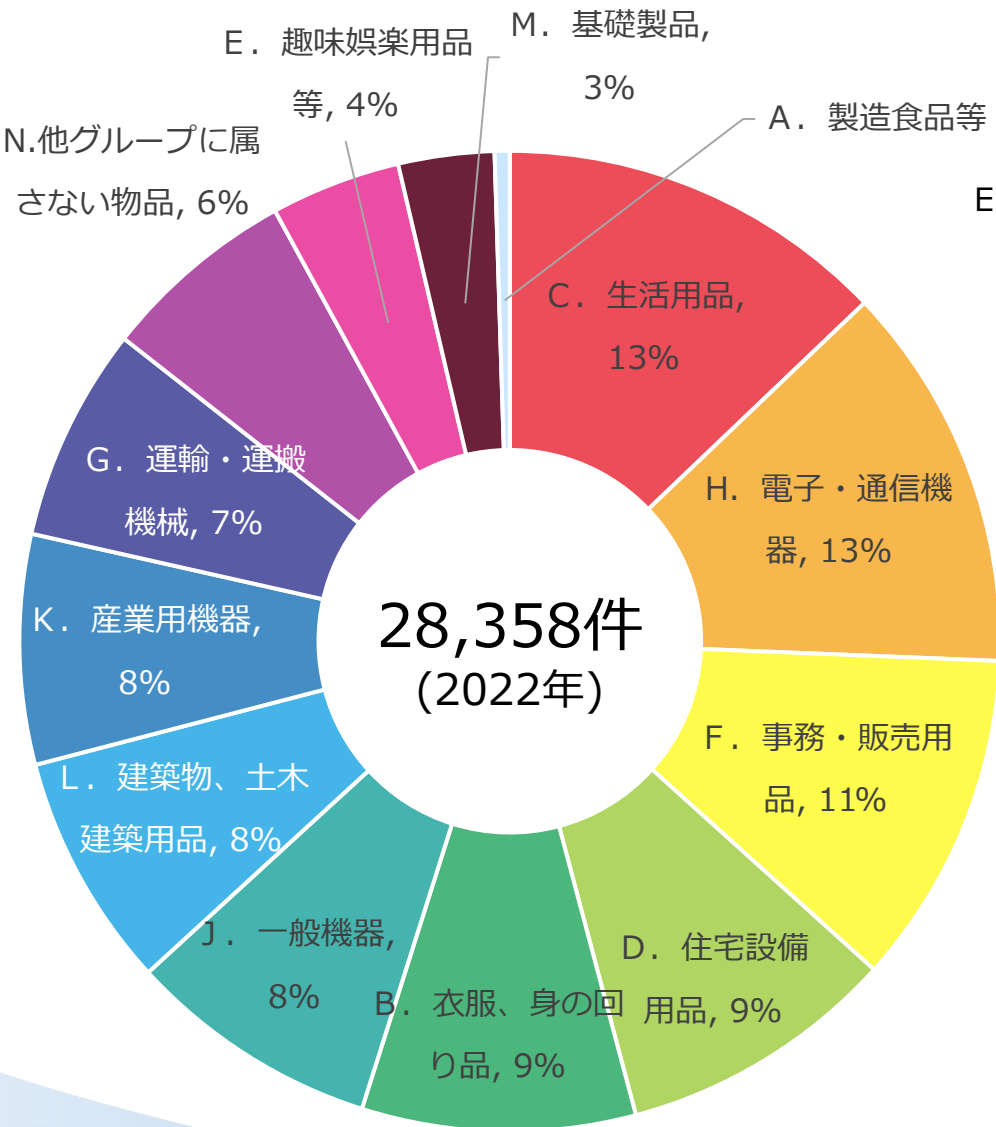
※「特許庁年次報告書2022年版」を基に意匠課作成

欧州における意匠出願件数推移



※WIPO statistics data center のデータ（2023年4月12日取得）をもとに意匠課作成

分類別意匠出願件数割合（2022年）



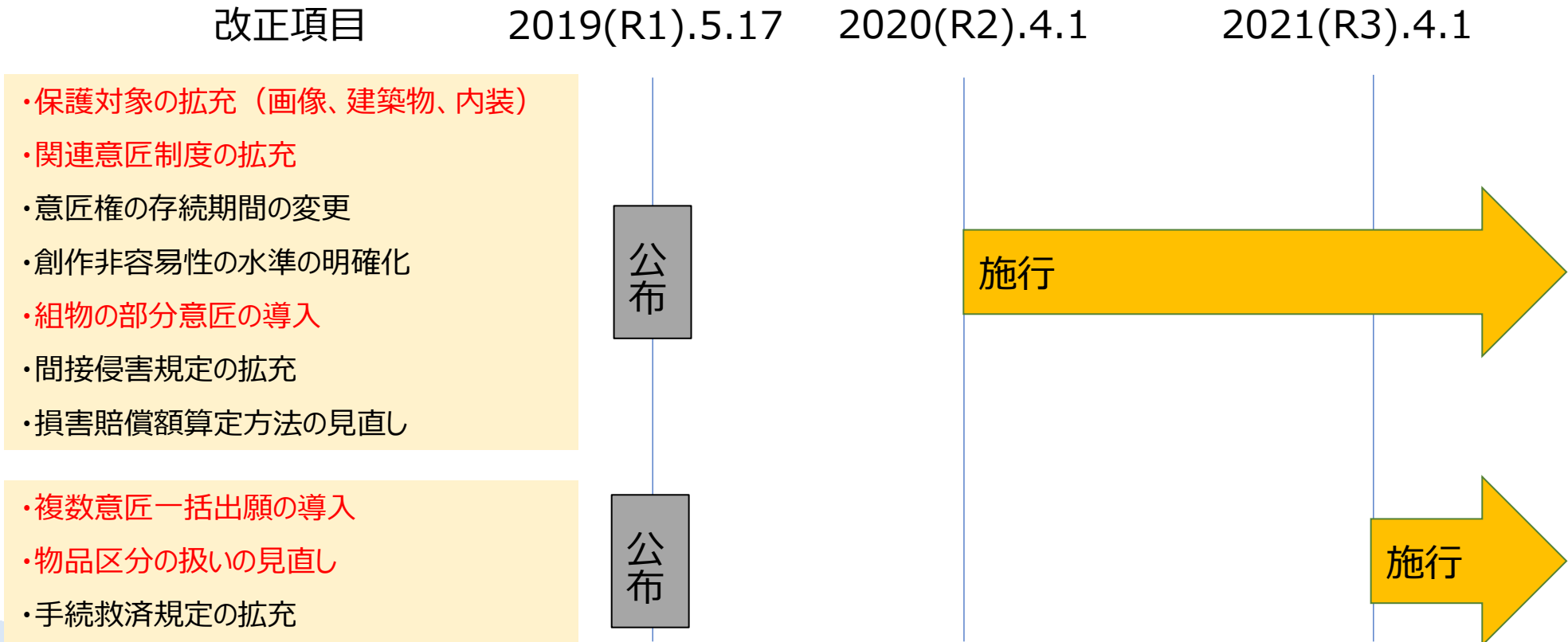
意匠登録出願（国際意匠登録出願を除く）件数

国際意匠登録出願件数

2. 令和元年意匠法改正項目のその後の動向

令和元年意匠法改正

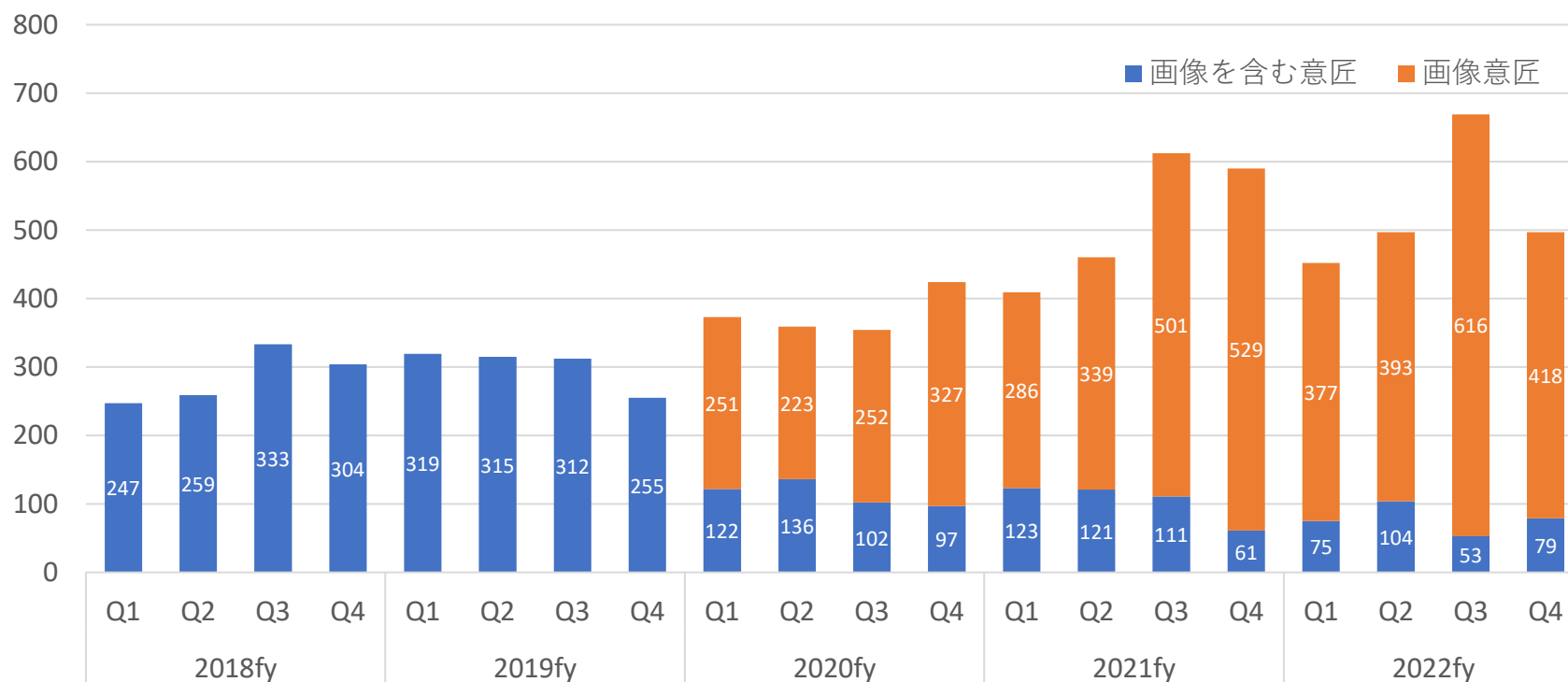
- 令和元年意匠法改正により、保護対象の拡充、関連意匠制度の拡充、意匠権の存続期間の変更、複数意匠一括出願の導入等の措置がとられた。



画像の意匠の出願動向

- 改正後、画像の意匠出願（橙+青）は増加傾向
- 画像を含む（物品の）意匠も、引き続き出願されている

画像に関する意匠の出願件数推移



※画像意匠：N3台が付与され、且つ、物品名に「画像」、「GUI」または「アイコン」を含むもの（「画像」は、日本意匠分類 N3 台が付与され、意匠に係る物品の欄の記載に「画像」、「GUI」又は「アイコン」の語を含む意匠登録出願を計上（「GUI」には、「グラフィカルユーザーインターフェース」やその他の異表記を含む）。

※画像を含む意匠：Wが付与され、かつ、画像意匠ではないもの。

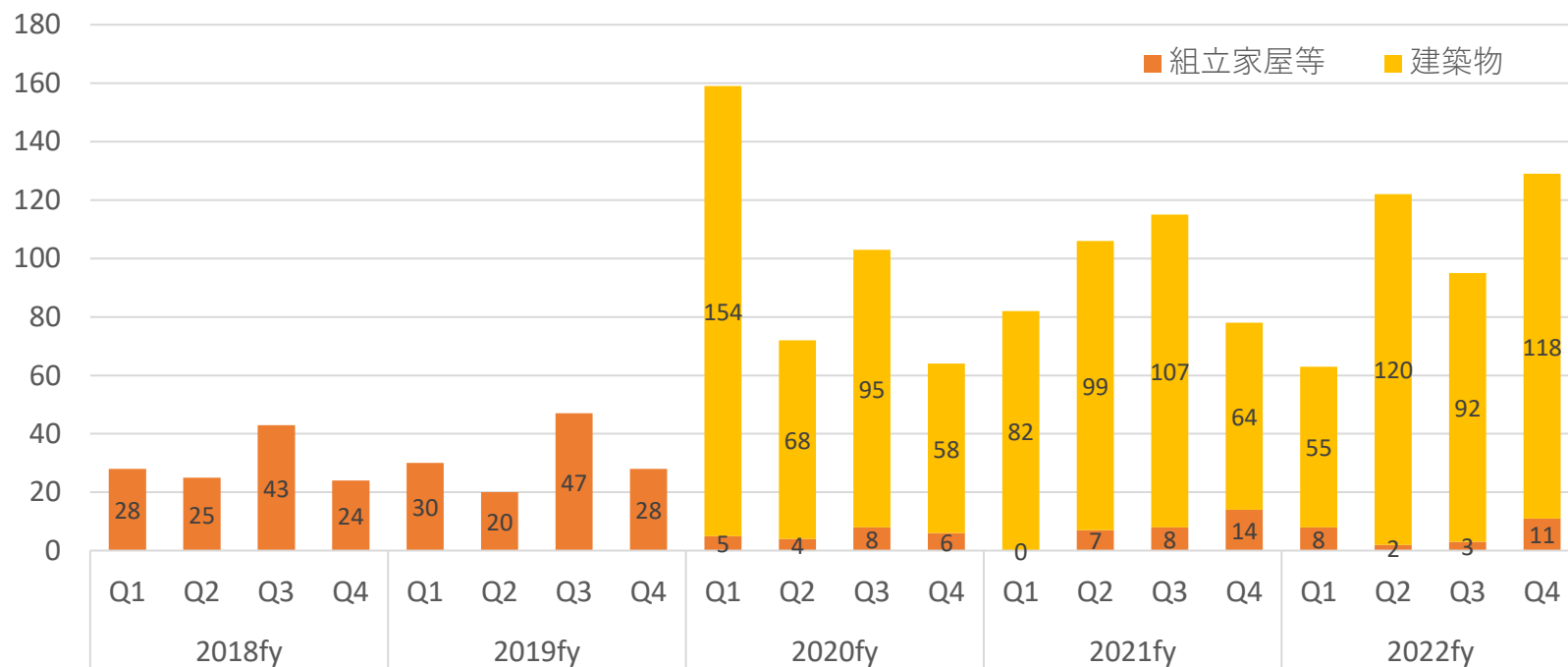
※ハーグについては国際公表日で集計。

※2023年6月28日に取得したデータを元に意匠課作成

建築物の意匠の出願動向

- 建築物の意匠（黄）は、改正直後の出願が最多
- 以降、60～110件／四半期程度の出願が続いている

建築物に関する意匠の出願件数推移



※組立家屋等：'L00','L25010','L25020','L251','L2601','L30','L3100','L311','L312','L3130','L3140','L32000','L321','L32200','L324','L3300','L3630'のいずれかが付与され、且つ、物品名に「組立」または「組み立」を含むもの。

※建築物：'L00','L25010','L25020','L251','L2601','L30','L3100','L311','L312','L3130','L3140','L32000','L321','L32200','L324','L3300','L3630'のいずれかが付与され、且つ、物品名に「組立」及び「組み立」のいずれも含まず、且つ、20200401以降に出願されたもの。

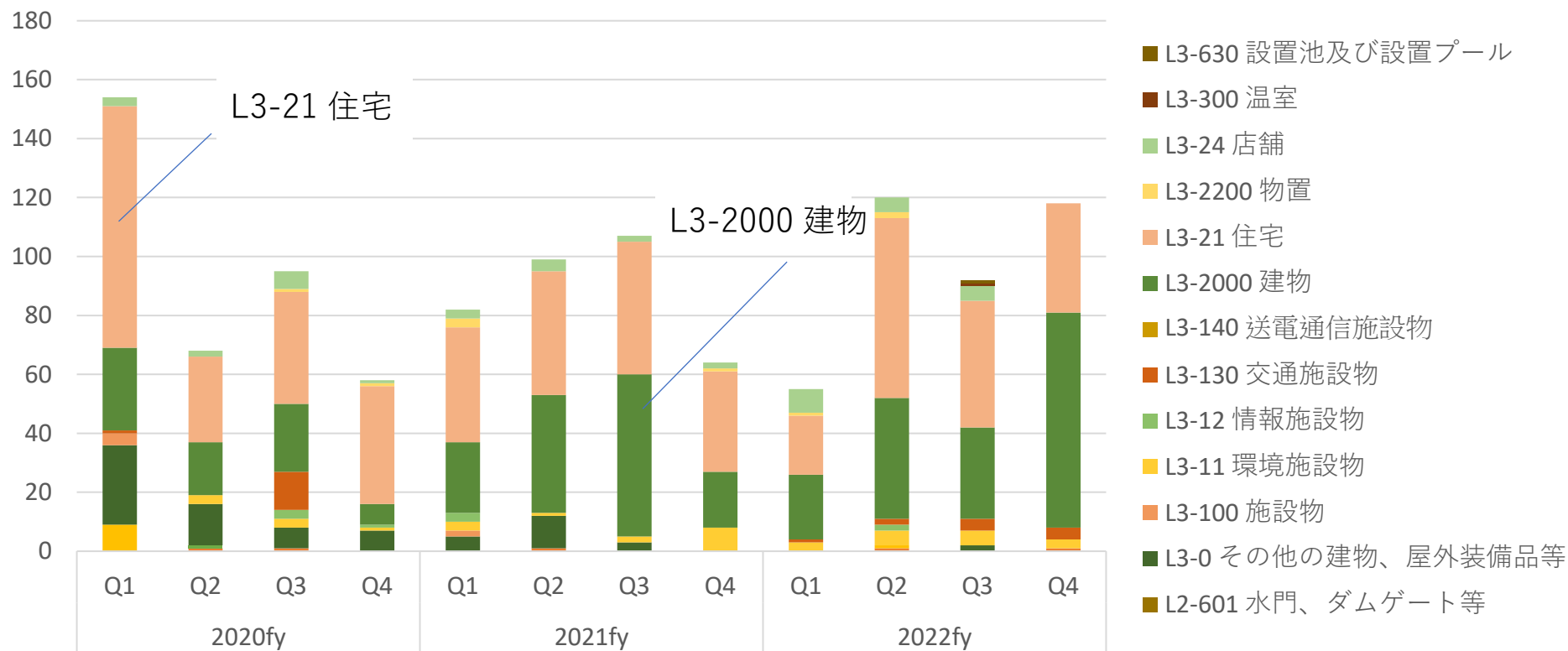
※ハーグについては国際公表日で集計。

特許庁 ※2023年6月28日に取得したデータを元に意匠課作成

建築物の意匠の出願動向（分類別）

- 「住宅」の意匠出願が多い傾向
- 「L3-2000 建物」には、オフィス、複合建築物の出願が多く含まれている

建築物の意匠の出願件数推移（意匠分類別）



※建築物：'L00','L25010','L25020','L251','L2601','L30','L3100','L311','L312','L3130','L3140','L32000','L321','L32200','L324','L3300','L3630'のいずれかが付与され、且つ、物品名に「組立」及び「組み立」のいずれも含まず、且つ、20200401以降に出願されたもの。

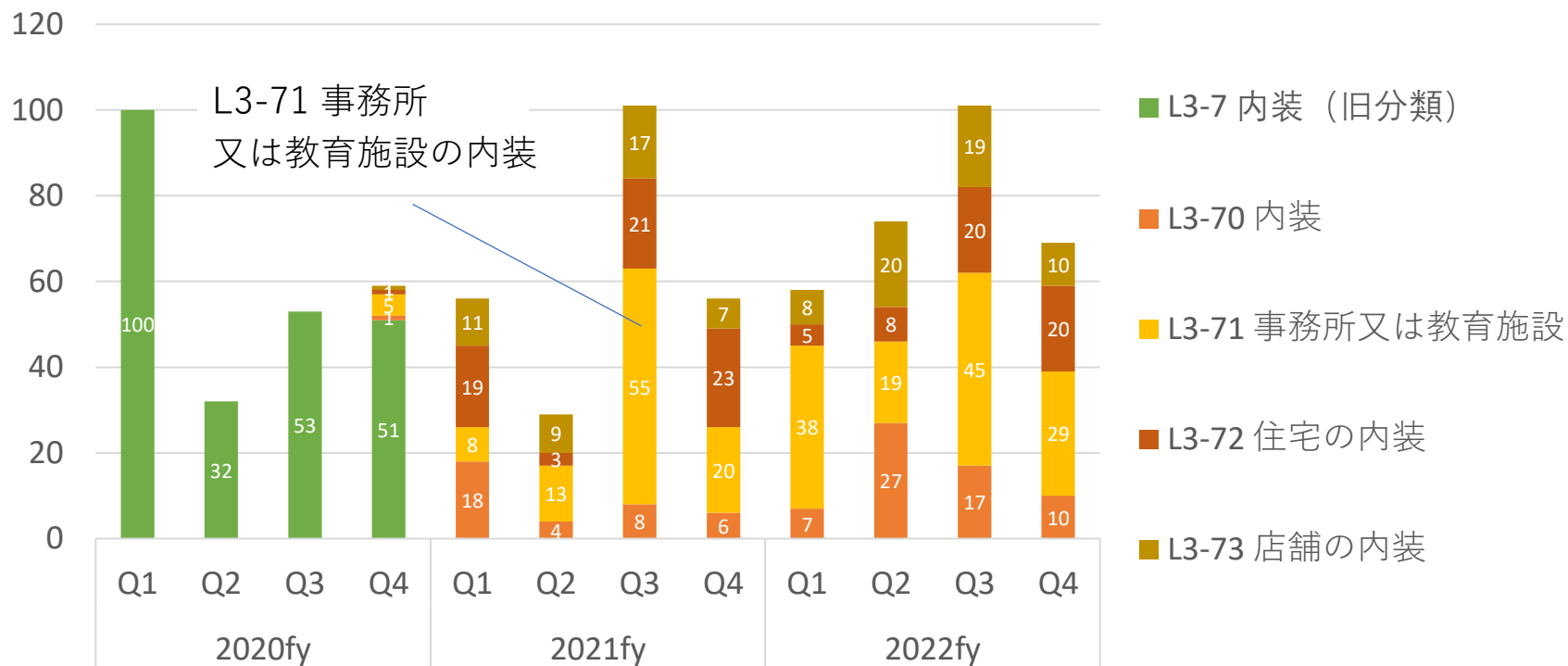
※ハーグについては国際公表日で集計。

※2023年6月28日に取得したデータを元に意匠課作成

内装の意匠の出願動向（分類別）

- 改正直後に多く出願され、以降、波があるものの流れとしては増加傾向
- 事務所の内装の意匠出願が多い傾向

内装に関する意匠の出願件数推移

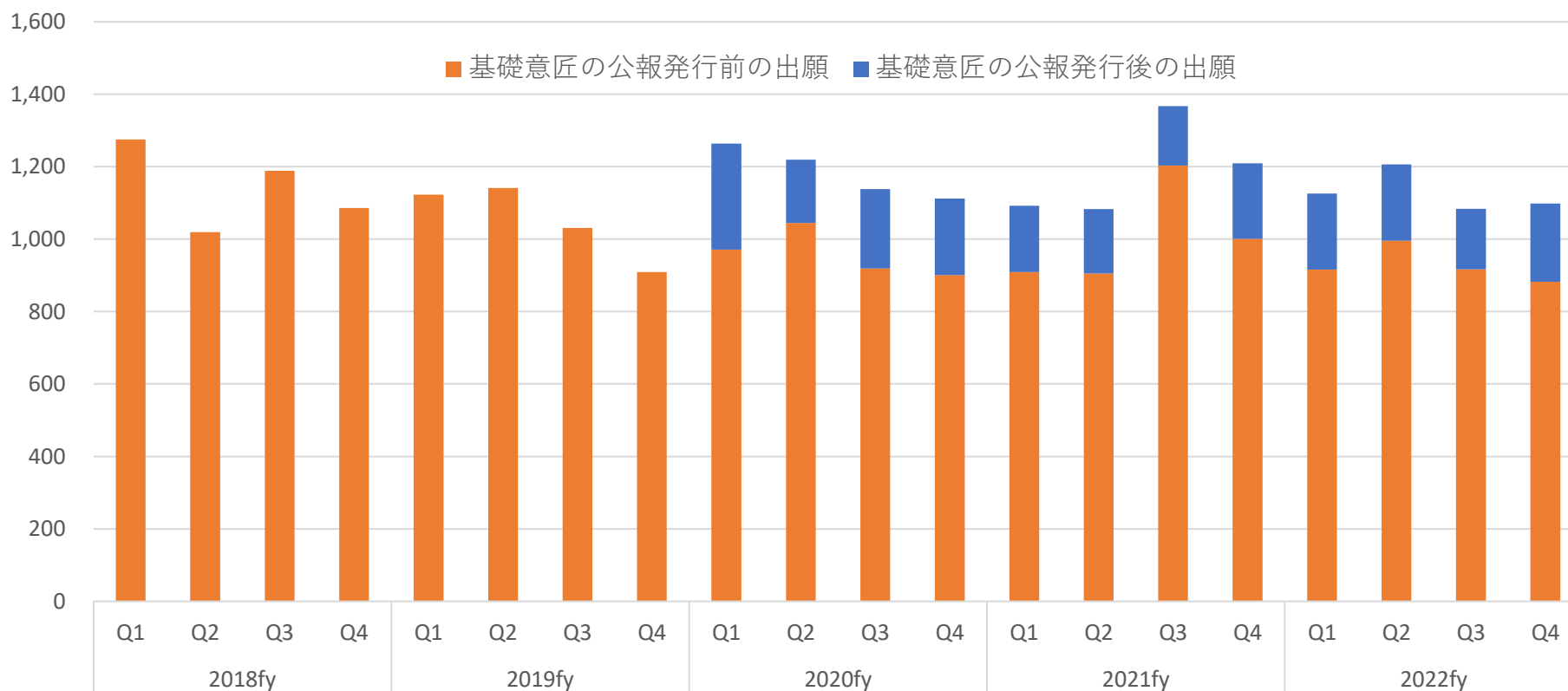


※内装：'L37台'が付与されたもの。
 ※ハーグについては国際公表日で集計。
 ※2023年6月28日に取得したデータを元に意匠課作成

関連意匠の出願動向

- 基礎意匠の公報発行後の出願は見られるが、全体としては横ばい

関連意匠の出願件数推移

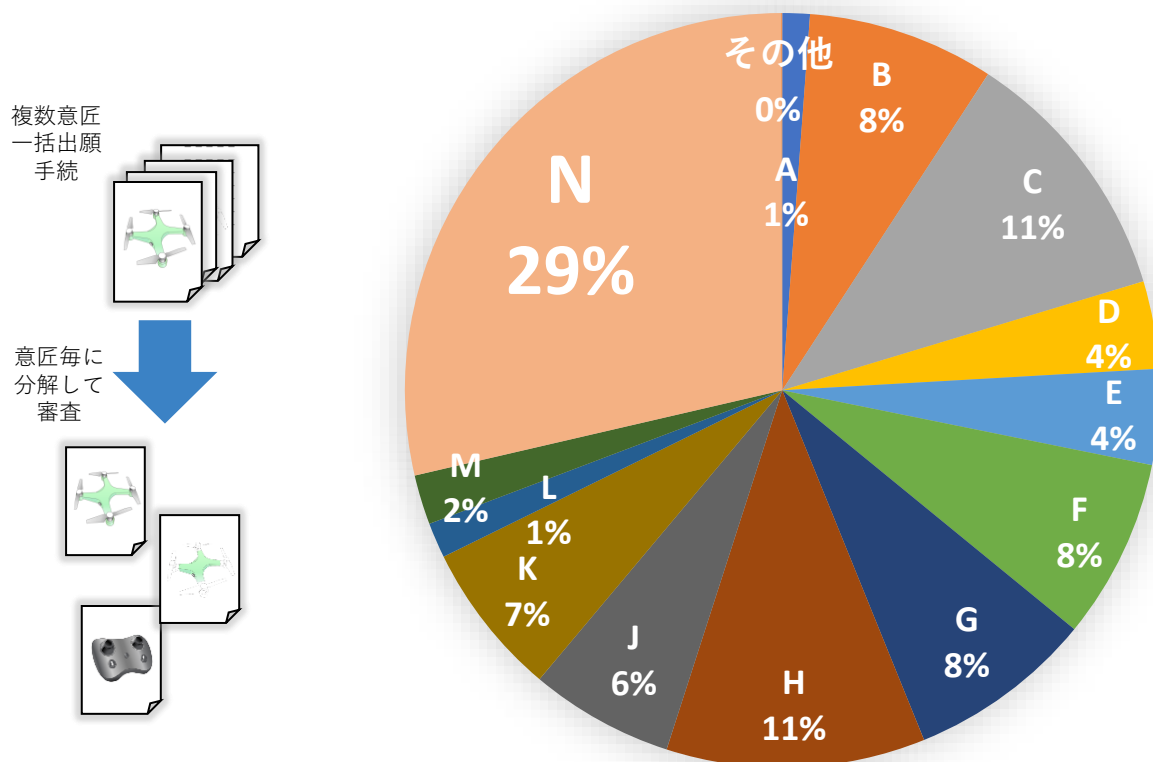


※ハーグについては国際公表日で集計。
※2023年6月28日に取得したデータを元に意匠課作成

複数一括出願手続を利用した出願の動向

- 2021年4月～2023年3月31日までの利用は423通（1,785意匠）
- 画像意匠が分類されるN分野での利用が最多

複数一括出願手続を利用した出願意匠の分野別内訳



※2021年4月1日から2023年3月31日までの複数意匠一括出願手続を利用した手続累計423通を意匠ごとに分解した意匠数1,785件の分野別内訳。2023年6月28日意匠課調べ

組物の意匠の出願動向

- 2019年度（改正直前の1年間）に出願された組物の意匠登録件数は7分野12件
- 改正後3年間では、30分野318件と利用が拡大している

改正後の組物の意匠43品目の登録件数累計

意匠法施行規則別表に掲げる品目	登録			
	件数	(部分)		
1 一組の食品セット	0	0		
2 一組の嗜好品セット	0	0		
3 一組の衣服セット	3	0		
4 一組の身の回り品セット	5	3		
5 一組の美容用具セット	3	0		
6 一組の繊維製品セット	0	0		
7 一組の室内装飾品セット	1	1		
8 一組の清掃用具セット	0	0		
9 一組の洗濯用具セット	0	0		
10 一組の保健衛生用品セット	5	3		
11 一組の飲食用容器セット	5	0		
12 一組の調理器具セット	5	1		
13 一組の飲食用具セット	5	1		
14 一組の慶弔用品セット	0	0		
15 一組の照明機器セット	1	1		
16 一組の空調機器セット	2	0		
17 一組の厨房設備用品セット	1	1		
18 一組の衛生設備用品セット	0	0		
19 一組の整理用品セット	2	0		
20 一組の家具セット	8	3		
21 一組のペット用品セット	0	0		
22 一組の遊戯娯楽用品セット	7	3		
23 一組の運動競技用品セット		0	0	0
24 一組の楽器セット		0	0	0
25 一組の教習具セット		1	0	0
26 一組の事務用品セット		2	0	0
27 一組の販売用品セット		7	1	1
28 一組の運搬機器セット		1	0	0
29 一組の運輸機器セット		209	10	10
30 一組の電気・電子機器セット		8	7	7
31 一組の電子情報処理機器セット		3	0	0
32 一組の測定機器セット		1	1	1
33 一組の光学機器セット		0	0	0
34 一組の事務用機器セット		7	3	3
35 一組の販売用機器セット		0	0	0
36 一組の保安機器セット		0	0	0
37 一組の医療用機器セット		5	1	1
38 一組の利器、工具セット		1	0	0
39 一組の産業用機械器具セット		2	1	1
40 一組の土木建築用品セット		6	0	0
41 一組の基礎製品セット		2	0	0
42 一組の建築物		1	0	0
43 一組の画像セット		9	5	5
	累計	318	(46)	

※改正後の組物の意匠は2020年4月1日から2023年3月31日までに提出された意匠登録出願の登録件数。組物の部分について意匠登録を受けようとするものの件数はDタームVZA付与が確認できたものを計上。2023年6月28日意匠課調べ。

3. 令和5年意匠法改正

不正競争防止法等^(※)の一部を改正する法律【知財一括法】の概要

※不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法

背景・法律の概要

知的財産の分野におけるデジタル化や国際化の更なる進展などの環境変化を踏まえ、**スタートアップ・中小企業等**による知的財産を活用した新規事業展開を後押しするなど、時代の要請に対応した**知的財産制度の見直し**が必要。

- (1) **デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化**、
- (2) **コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備**、
- (3) **国際的な事業展開に関する制度整備**の3つを柱に、不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法の改正を行う。

(1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

デジタル技術の活用により、特にスタートアップ・中小の事業活動が多様化していることに対応し、**新たなブランド・デザインやデータ・知的財産の保護を強化する**。

① 登録可能な商標の拡充

- ・ **他人が既に登録している商標と類似する商標**は登録できないが、**先行商標権者の同意**があり出所混同のおそれがない場合には登録可能にする。【商4条等】
※併せて、上記により登録された商標について、不正の目的でなくその商標を使用する行為等を不正競争として扱わないこととする。【不19条】
- ・ 自己の名前で事業活動を行う者等がその名前を商標として利用できるよう、**氏名を含む商標**も、一定の場合には、**他人の承諾なく登録可能**にする。【商4条】

② 意匠登録手続の要件緩和【意4条等】

- ・ 創作者等が**出願前にデザインを複数公開した場合の救済措置**を受けるための手続の要件を緩和する。

③ デジタル空間における模倣行為の防止【不2条】

- ・ **商品形態の模倣行為**について、**デジタル空間上でも不正競争行為の対象**とし、差止請求権等を行使できるようにする。

④ 営業秘密・限定提供データの保護の強化

- ・ ビッグデータを他社に共有するサービスにおいて、データを**秘密管理**している場合も含め**限定提供データとして保護**し、侵害行為の差止め請求等を可能とする。【不2条】
- ・ 損害賠償訴訟で被侵害者の生産能力等を超える損害分も**使用許諾料相当額として増額請求**を可能とするなど、**営業秘密等の保護を強化**する。【不5条等】
- ・ 裁定手続で提出される書類に営業秘密が記載された場合に**閲覧制限を可能にする**。【特186条、実55条、意63条等】

※裁定：特許発明が長期間実施されていない等の場合に、特許権者の意思に関わらず他者に実施権を認める制度

(2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備

① 送達制度の見直し【特191条、工5条等】

- ・ 在外者へ査定結果等の書類を郵送できない場合に**公表により送付したとみなす**とともに、**インターネットを通じた送達制度**を整備する。

② 書面手続のデジタル化等のための見直し【特43条、商68条の2、工8条等】

- ・ 特許等に関する**書面手続のデジタル化**や商標の国際登録出願における**手数料一括納付**等を可能とする。

③ 手数料減免制度の見直し【特195条の2等】

- ・ 中小企業の特許に関する手数料の減免について、資力等の制約がある者の発明奨励・産業発達促進という制度趣旨を踏まえ、一部**件数制限**を設ける。

(3) 国際的な事業展開に関する制度整備

① 外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充【不21条等】

- ・ OECD 外国公務員贈賄防止条約をより高い水準で的確に実施するため、自然人及び法人に対する**法定刑を引き上げる**とともに、**日本企業の外国人従業員**による海外での単独贈賄行為も処罰対象とする（両罰規定により、法人の処罰対象も拡大）。

② 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化【不19条の2等】

- ・ 国外において日本企業の営業秘密の侵害が発生した場合にも**日本の裁判所に訴訟を提起**でき、**日本の不競法を適用**することとする。

※不競法については、平成27年改正により追加された同法第35条の規定について同改正において手当てする必要があった規定の適正化を行う。【不35条】

※上記のほか、他法の例にならい、不競法において、法人両罰の有無による罰則規定の整理及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の規定の改正を行う。【不21条等】

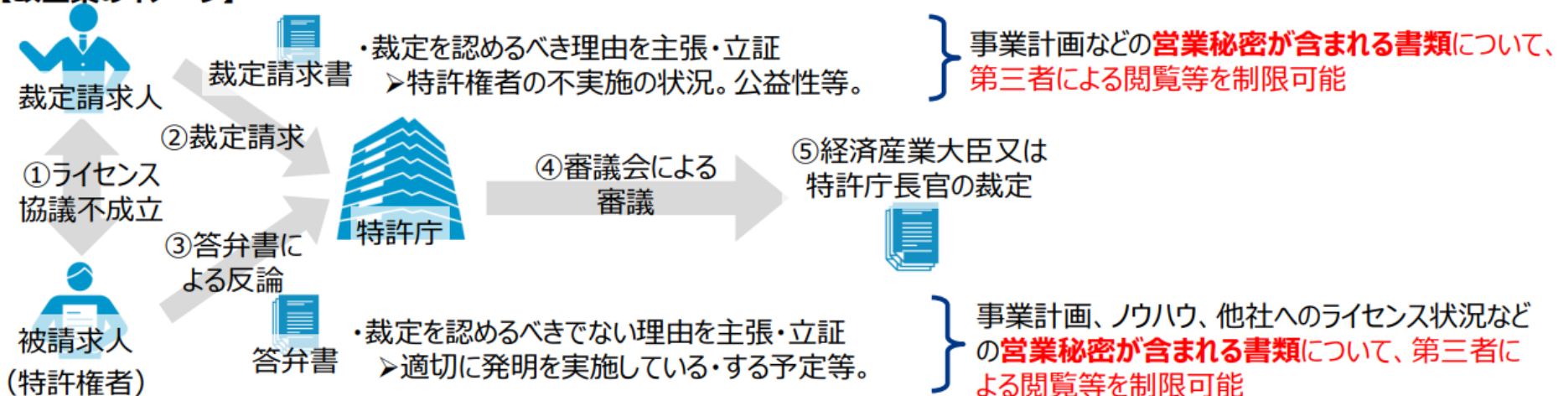
裁定における営業秘密を含む書類の閲覧制限【特186条、実55条、意63条等】

- 裁定制度は、ある特許発明等について、第三者からの裁定請求に対して、経済産業大臣又は特許庁長官により、権利者の同意なく、第三者にその特許発明等の通常実施権を設定し得る制度である。
- 現行法では裁定関係書類は閲覧制限の対象外であり、何人も裁定関係書類の閲覧が可能であるため、裁定判断に関わる営業秘密の重要証拠の提出を当事者が控えることにより、妥当な裁定判断が阻害される可能性がある。
- このため、**裁定における営業秘密を含む書類の閲覧制限を可能とする旨の改正を行う。**

裁定は、以下の3つの場合において、ライセンスを求める協議が成立しないときに請求可能

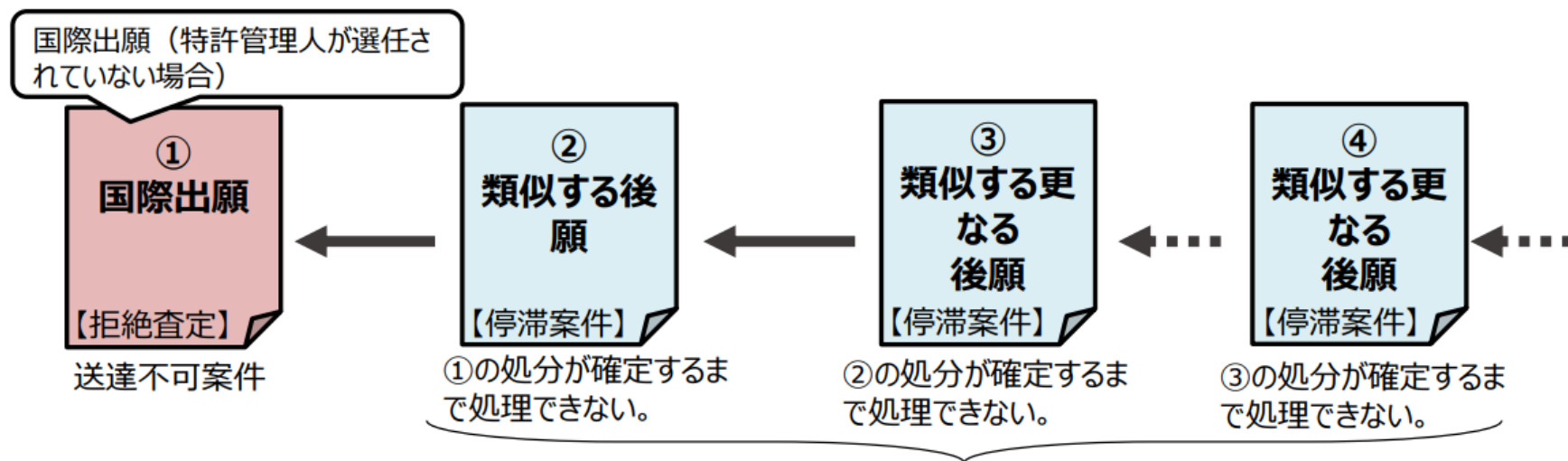
不実施	特許発明等の実施が継続して3年以上日本国内において適当にされていないとき	特許・実用新案
利用関係	特許発明等が他人の特許発明等を利用するものであるとき	特許・実用新案・意匠
公益目的	特許発明等の実施が公共の利益のため特に必要であるとき	特許・実用新案

【改正案のイメージ】



国際郵便引受停止等に伴う公示送達の見直し【特191条】

- 在外の出願人は、特許等に関する手続をする場合、原則、代理人を日本国内に置く必要があり、書類の送達は当該国内代理人に行うが、手続が一旦完了し、代理人がいなくなった場合等には、書類を在外出願人に国際郵便で発送することになり、その発送の時に送達があったものとみなされる。
- コロナ禍等により、国際郵便の引受けが停止され、国際郵便での発送が行えないことにより、書類の送達ができなくなっているところ、この場合に手続を進める規定がないため、当該出願人等の権利が確定しないという問題が生じている。
- このため、**公示送達（官報や特許庁HPに拒絶査定謄本などの送達書類名を掲載し、一定期間経過後に送達したとみなすもの）の要件に、国際郵便により発送が困難な状況を追加する旨の改正を行う。**あわせて、**公示送達の方法に、特許庁事務所内のディスプレイでの閲覧も追加する。**



審査の停滞案件が数珠つなぎ的に発生する！

意匠登録手続の要件緩和【意4条等】

- 意匠登録を受けるためには、「新規性」等の要件を満たすことが必要であり、出願前に自ら公開している場合も新規性を喪失したとして拒絶理由となる。この例外として、一定の要件を満たす場合に「意匠の新規性喪失の例外」が認められている。
- 具体的には、出願と同時に例外の適用を受ける旨の書面(例外適用書面)を提出し、出願から30日以内に自ら公開したことを証明する証明書(例外適用証明書)を、自己が公開した全ての意匠について網羅的に提出する必要があり、特にスタートアップ・中小企業にとっては大きな負担となっていた。
- このため、**最先の公開日に公開した意匠の証明書を提出すれば、その日以後の公開についての証明は不要とする旨の改正を行う。**

【現行法】 SNSやクラウドファンディングサイト等でデザインを事前公開し、その後意匠登録出願
下記の①は証明書を提出したが、②、③については提出していないため、
「新規性」を喪失したとして意匠登録出願が拒絶

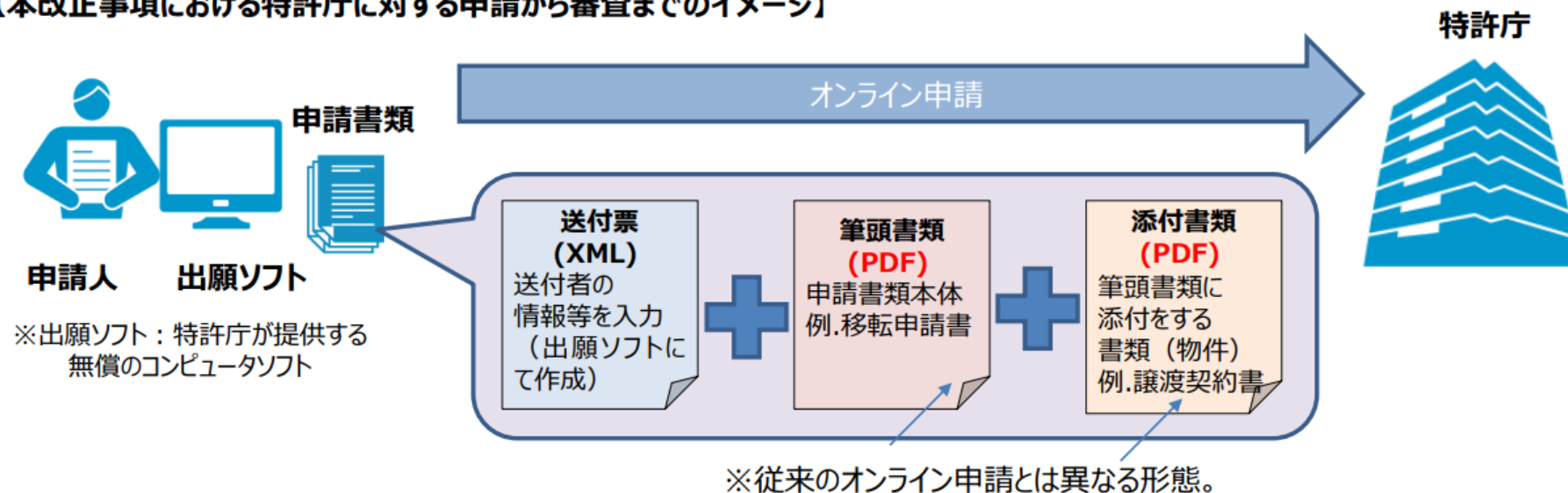


類似：意匠の美感を比較する場合に、物品等の用途及び機能が共通することを前提に、需要者（取引者を含む）に対し共通の美感を生じさせるもの

書面手続のデジタル化（申請）のための改正【工8条等】

- 特許庁に対する申請手続及び特許庁からの発送手続は、多くはオンラインで可能だが、一部オンラインで行うことができないものが存在する。
- 特許庁では『特許庁における手続のデジタル化推進計画（令和3年3月31日）』において、原則全ての申請手続をオンライン可能にする計画を立てているところ、特許財政の制約の中で計画を実現するため、これまでのオンライン申請の形態（XML形式）ではなく、別の電子形態（具体的にはPDF形式を想定）で受け付ける必要がある。
- この別形態の申請を受け付けるため、所要の規定を設ける。
- これにより、年間約20万件のオンライン申請できない手続がオンライン申請可能となり、ユーザー利便性向上につながる。

【本改正事項における特許庁に対する申請から審査までのイメージ】

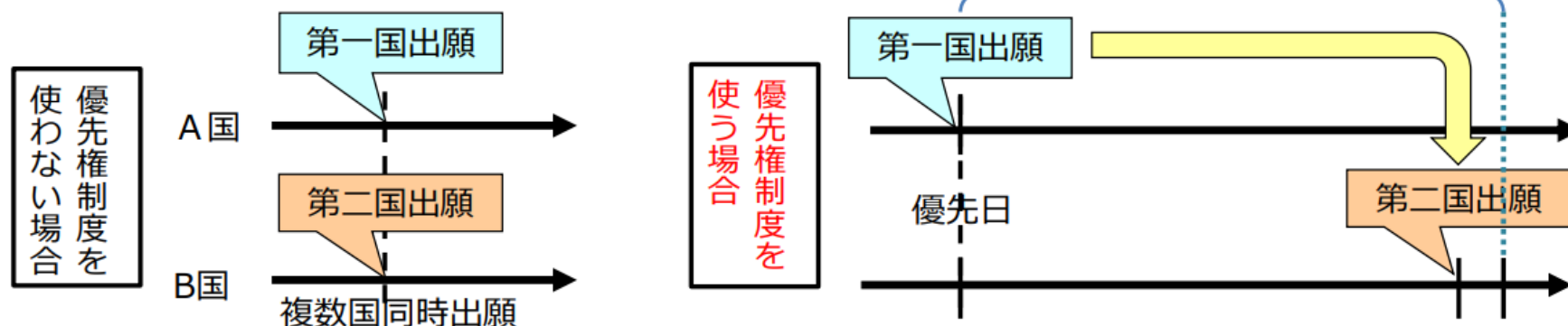


優先権証明書のオンライン提出のための規定整備【特43条、実10条、意10条の2、商10条等】

- 同一の発明を複数国に同時出願するためには、同時期に翻訳等の準備や各国ごとに異なる出願手続への対応が必要となり、出願人の負担が大きいことから、負担軽減のため、最初の出願国（第一国）への出願日を基準に、他国（第二国）で登録要件の審査を受けられる、パリ条約による優先権制度がある。
- 日本特許庁への出願の際に、優先権制度を利用するためには、出願人は、優先期間内に第一国で発行された優先権証明書の原本を、書面により提出することを原則としている。
- このため、例えば、優先権証明書をオンラインで提出することや、原本の写しを提出することができない。
- 出願人の利便性向上及びデジタル化の促進のため、**優先権証明書のオンライン提出を可能とする**とともに、その**写しの提出を許容する**旨の改正を行う。

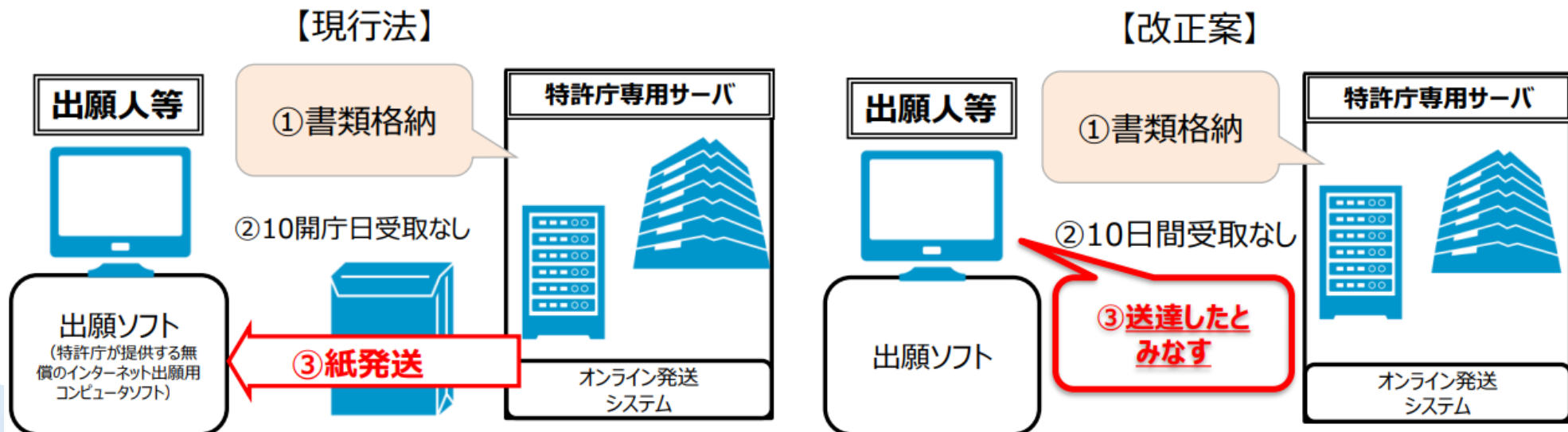
【パリ条約による優先権制度】

第一国に出願した者が、その出願の内容について、優先期間内に第二国に出願をした場合に、第二国の出願の新規性・進歩性等が、第一国に出願をした日(優先日)を基準に判断される。



オンライン送達制度の見直し【E5条等】

- 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律において、特許庁からの書類（拒絶査定等）の発送は、特許庁の専用サーバに書類のデータが格納された後、出願人等がこれを覚知し、出願人等が使用するパソコンへの記録が完了した時点をもって、到達したものとみなすとされている。しかし、特許庁の専用サーバに書類のデータが格納されてから、一定期間内に書類を受け取らない（使用するパソコンに記録しない）出願人等に対しては、紙に切り替えて書類を発送している。
- リモートワークといった働き方の変容への対応や行政のデジタル化の動きを踏まえ、**オンライン発送を希望する者に対しては、特許庁の専用サーバに書類のデータが格納され、出願人等が受取可能な状態になってから10日以内に受け取らない場合、送達したものとみなす**旨の規定を置く。
- ただし、代理を業として行う者については、オンライン発送の希望の有無にかかわらず、10日間経過後に、送達したものとみなすこととする。



スケジュール

- 令和5年6月14日 不正競争防止法等の一部を改正する法律 公布
- 7月3日 **➤ 裁定における営業秘密を含む書類の閲覧制限**
➤ 国際郵便引受停止等に伴う公示送達の見直し
関係規定 施行
- 8月～ 意匠審査基準WG
- 未定 (※1)** **➤ 意匠登録手続の要件緩和**
➤ 書面手続のデジタル化 (申請) のための改正
➤ 優先権証明書のオンライン提出のための規定整備
関係規定 施行
- 未定 (※2)** **➤ オンライン送達制度の見直し**
関連規定 施行

(※1) 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(※2) 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

4. その他の最近の取組

2023年度に特許庁が達成すべき目標（実施庁目標）

令和5年度に特許庁が達成すべき目標について（意匠のみ抜粋）

（1）審査期間

- 一次審査通知までの平均期間について、「5～7カ月」とする。
- 権利化までの平均期間について、「6～8カ月」とする。
- 早期審査の対象案件について、早期審査の申出がなされてから一次審査通知までの平均期間について、「3カ月以内」とする。

（2）審査の質

- コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を70%以上」とする。
- 出願人の求めに応じて、原則、100%面接を実施する。

(https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/jissityou-hyouka/newpage-jissityou.html)

※コミュニケーションに関するユーザーの評価：

主たる出願人に対し、アンケートを送付。「5：満足」、「4：比較的満足」、「3：普通」、「2：比較的不満」、「1：不満」のうち、上位2段階である「5：満足」及び「4：比較的満足」を集計。

審査官とのコミュニケーション

面接

- ◆ 審査官と直接対話して意思疎通を円滑化。
- ◆ 審査請求（特）／出願（意・商）から審査手続き終了までいつでも要請可能（無料）。
- ◆ 出願人は、電子メールにより補正案等を送付することが可能。
- ◆ 1件の案件から、ご希望日程に柔軟に対応。
- ◆ 面接要請があった場合、審査官は原則全件面接を受諾。

※面接の他、出願人は電話等による対応の依頼が可能。



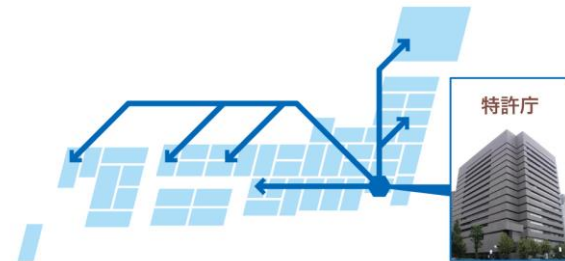
オンライン面接

- ◆ 出願人所有のPC等から、インターネット回線でオンライン面接審査への参加が可能。
（「Microsoft Teams」使用可）



出張面接（特・意のみ）

- ◆ 出願人の所在地付近での面接が可能。
- ◆ 工場見学も実施することで、説明がより効果的に。
- ◆ INPIT-KANSAIに面接室を設置。



実績(2022年)

特許

意匠

商標

面接件数

1,712

121

54

(うちオンライン)

1,227

54

40

(うち出張)

23

10

-

電話等対応件数

18,772

2,171

5,276

ユーザーの声



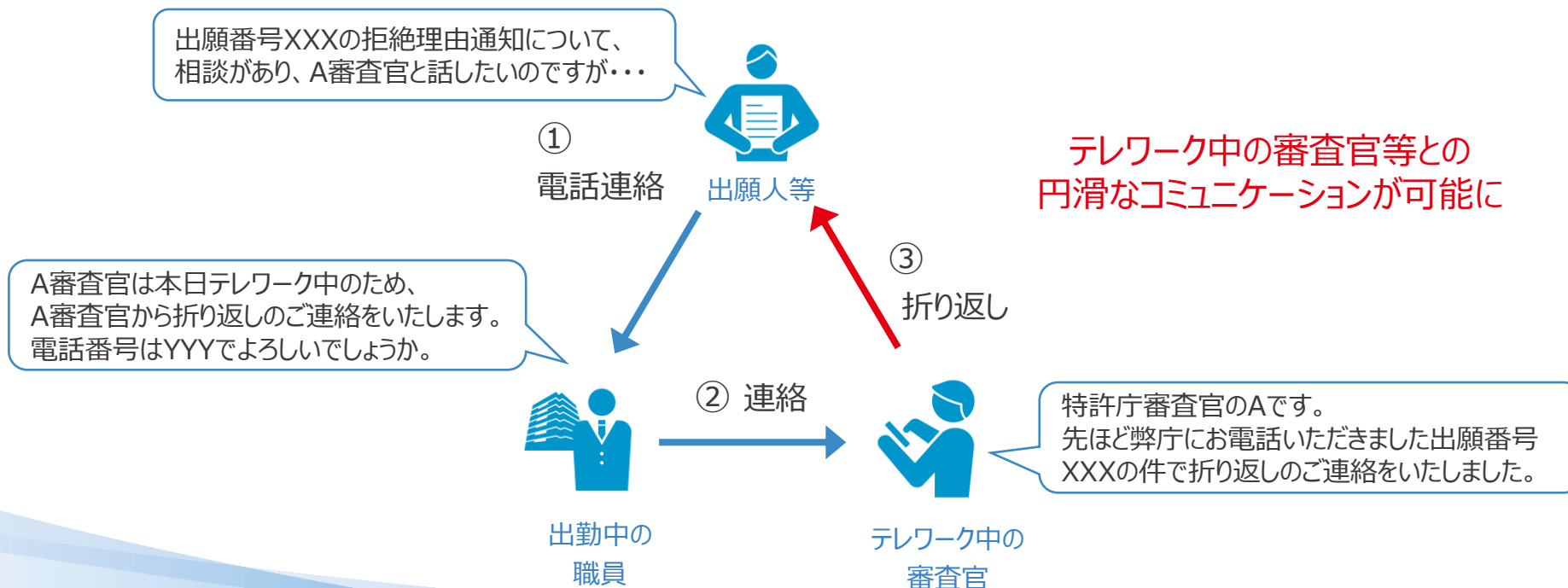
- 他社製品との差異の重要性を審査官に伝えられた。
- 審査官の意図を把握しやすい。

テレワーク中の審査官等とのコミュニケーション

- 特許庁は、2021年4月1日から、特許・意匠・商標における審査・審判に従事する職員に対して、テレワーク中においても電話連絡ができる手段を整備。
- ユーザーの皆様には、拒絶理由通知書等に記載の連絡先に電話連絡を頂ければ、出勤中の職員がテレワーク中の審査官等に連絡し、迅速に折り返しの電話連絡を行う※

※ なお、未公開出願に関するお問合せ等、内容によっては、出勤しないと確認できない情報もある。
その場合は、出勤日に審査官等から改めて折り返しの連絡を行う。

拒絶理由通知書等に記載の連絡先に電話連絡頂くと・・・



庁舎移転及びフリーアドレスの開始

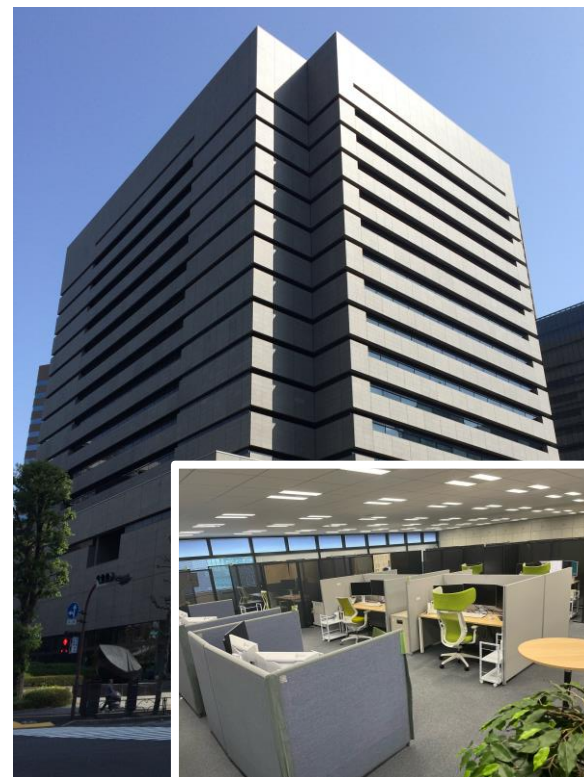
- 令和5年5月8日に、意匠課及び意匠審査部門は、六本木仮庁舎から本庁舎7階に移転。
- これを機に、意匠課・意匠審査部門では、全室でフリーアドレスを開始。
- 拒絶理由通知等に記載される意匠審査官の内線番号は、意匠審査室ごとに設定された共通番号が記載される。

六本木仮庁舎



特許庁

本庁舎



デジタル空間におけるデザイン保護

■ 2022年4月、自由民主党デジタル社会推進本部のNFT政策検討プロジェクトチームによる提言

「NFTホワイトペーパー Web3.0時代を見据えたわが国のNFT戦略」※ 4. (2) イ. より抜粋

目下の対応としては、既に起きている事例を念頭に、まずは著作権法や不正競争防止法といった法令に基づき、模倣行為に対して取り得る方策やその限界についての議論の整理を進めつつ、将来的には、意匠権による保護範囲の拡大を含め、法改正による一定の手当ての可能性について関係省庁における検討を進めるべきである。

また、メタバースサービスの提供や利用が容易に国境をまたぎ得るものであることを考慮すると、デジタル空間におけるデザイン保護の共通化や国際協調に向けた議論の必要性は高いと考えられるため、こうした国際的な議論をリードすべく、政府として積極的にイニシアチブを発揮するべきである。

※本ホワイトペーパーは、2022年4月26日に自民党政務調査会デジタル社会推進本部より発行された政策提言「デジタル・ニッポン2022 ～デジタルによる新しい資本主義への挑戦～」に盛り込まれている。
<https://www.jimin.jp/news/policy/203427.html>

■ 2022年4月、有識者からなる特許庁政策推進懇談会を立ち上げ。5回開催し同年6月30日に報告書を取りまとめ。

「知財活用促進に向けた知的財産制度のあり方～とりまとめ～」Ⅲ. より抜粋

メタバース内の画像の保護に関しては、関係する法令に基づき、模倣行為に対して取り得る方策やその限界についての議論の整理を進め、クリエイターの創作活動に対する萎縮的効果を生じさせないよう十分考慮しつつ、意匠権等による保護の在り方について、中長期的視野で検討を深める必要がある。

■ 2022年度、「仮想空間に関する知的財産の保護の状況に関する調査研究」（令和4年度産業財産権制度各国比較調査研究事業）を実施。

■ 2023年3月10日、商品形態の模倣行為（不競法第2条）について、デジタル空間上でも不正競争行為の対象とし、差止請求権等を行使できるようにする改正を含む改正法案を第211回通常国会に提出し成立。

意匠五庁（ID5）会合を通じた国際連携の強化

- 日米欧中韓の主要五庁が、意匠制度及びその実務に関する国際的な連携を強化・推進するための協力枠組として、2015年に意匠五庁（ID5）会合を創設し、意匠分野の国際協力が本格化。
- **2023年9月14日に韓国（仁川）**で第9回年次会合を開催予定。**2024年の年次会合は日本開催**の予定。

第8回ID5年次会合の主な成果

ID5ウェブサイト<<http://id-five.org/>>

① 既存の12の協カプロジェクトの議論

- 「新規性審査におけるインターネット情報の証拠性に関する研究」JPO/CNIPAリード
ID5初となる**推奨実務文書※**が採択され、公表に合意。
※知財庁やユーザーに対して、ID5として推奨する具体的な意匠に関する実務を文書化したもの。
- 「公表の延期」「意匠権侵害の救済」「保護期間」
最終報告書の公表に合意。

② 新たな4つの協カプロジェクトの採択

- 「登録意匠に係る表示」JPO/USPTOリード
各庁における意匠登録表示制度の比較調査。
将来の五庁共通登録意匠マークの策定・運用導入も視野に入れる。
- 「メタバースにおけるデザイン保護」
- 「中小企業向けの図面表現に関するeラーニングプラットフォーム」
- 「意匠の評価」
意匠審査の新規性判断における意匠の認定等の比較調査。

③ 2022年ID5共同声明の採択、運営ガイドラインの「目的」の更新

④ ユーザーセッションの開催

ユーザーから手続のデジタル化への期待及び在宅勤務併用への課題に対する意見が発表。
ID5が進める協カプロジェクトについてユーザーとの意見交換を実施。



(下段写真提供：EUIPO/Nicolas Economou)

意匠法条約（DLT）への対応

- 「意匠法条約（DLT）」（仮称）は、各国意匠制度の手續面の調和を目指した条約。
- 途上国に対する技術支援や遺伝資源・伝統的知識等の出所開示義務の条文化についての途上国グループ提案に関し、途上国グループと先進国グループ（特に米）が対立し、議論が収束せず、条約採択のための外交会議開催について長らく合意に至らなかったが、2022年のWIPO加盟国総会で、**2024年までに外交会議を開催**することで合意（2024年後半の見込み）。

<SCTにおける検討経緯>

- ・ 2005年11月の第15回SCT会合で、ノルウェーがDLTの検討について提案。
- ・ 2010年11月の第24回SCT会合から、DLTを想定した具体的な条文案（DLT案）の議論がスタート。
- ・ 累次の議論を経て、DLT案については外交会議開催に十分なほど成熟したと各国が認識する一方、途上国に対する技術支援（2012年12月第28回会合～）や、遺伝資源・伝統的知識等の出所開示の義務付け（2014年11月第32回会合～）に関する規定を条文化することを途上国グループが強く主張し、先進国グループ等と対立して議論が収束ないため、長らく外交会議の開催合意には至っていなかった。
- ・ 2022年のWIPO加盟国総会において、2024年までに外交会議を開催することが決定。
- ・ 2023年10月にSCT特別会合及び外交会議準備委員会が、2024年後半に外交会議が開催予定。

<DLT（仮称）の主な内容>

- ・ 願書の記載項目の上限を設定し、手續の簡素化を図る
- ・ 意匠を表す図面を出願人の任意とし、官庁が過度に要求することを制限
- ・ 出願日認定要件を明確化
- ・ 意匠を非公表にするための規定
- ・ 新規性喪失の例外規定
- ・ その他P L Tやシンガポール条約と同様の手續規定

<（参考）出願手続きに関する調和条約>

	条約名	発効年	日本の加盟
特許	特許法条約（PLT）	2005年	加盟済
商標	商標法条約	1996年	加盟済
	商標法に関するシンガポール条約	2009年	加盟済

意匠制度の普及啓発コンテンツ



こんな方に
おすすめ!!

初めて意匠制度に触れる方
意匠制度を有効活用したい方
意匠制度に精通していない方

意匠権のメリット、
きほんが分かる!



みんなの意匠権

十人十色のつかいかた

初心者でも安心



4コマ漫画で
意匠制度活用法が分かる!



出願に必要な手続きの
きほんが分かる!



意匠制度初心者向けガイド

みんなの意匠権 十人十色のつかいかた



特許庁 みんなの意匠権

検索



特許庁の意匠審査室に農水省YouTuberが潜入?!

デザインの特許!?

特許庁にBUZZ MAFFが再びやって来た!!〈意匠編〉

特許庁 BUZZ MAFF 意匠

動画は
こちらから!



検索

意匠制度の普及啓発コンテンツ



動画はコチラから ▶▶

スタートアップの知財コミュニティポータルサイト
IPBASE



動画はコチラから ▶▶

スタートアップの知財コミュニティポータルサイト
IPBASE



ありがとうございました

